

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年10月3日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
東山田中学校校庭陥没調査復旧委託
- 2 履行場所
東山田中学校
- 3 契約日
令和5年8月21日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年8月31日
- 5 契約金額
278,300円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市港北区新吉田町25番地
株式会社本多組 代表取締役 本多 孝行
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
授業・部活等への影響を最小限にするため、速やかな復旧が必要であった。
- 8 契約の相手方の選定理由
一般競争入札有資格者名簿から事業者を選定し、緊急対応が可能と回答のあった事業者を選定した。
- 9 所管課
教育委員会事務局 教育施設課